

= 美しいまち「わかやま市」の実現に向けて =

和歌山市では、美しいまちづくりを推進していくため、平成28年3月に和歌山市美化推進及び美観の保護に関する条例（通称：ポイ捨て防止条例）の一部を改正し、新たに、

平成28年11月1日に「**ポイ捨て防止重点区域**」が指定されました。

区域内では①**ポイ捨て**、②**ペット等のふんの放置**、③**路上喫煙**が**禁止**となり、違反者には、行政処分等が科せられることがあります。



・ポイ捨て、路上喫煙はやめましょう！

・ペット等のフンは持ち帰りましょう！

皆様のご協力をお願いいたします。



ポイ捨て
「ゼロ」へ!!

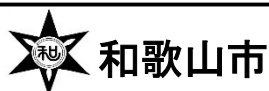
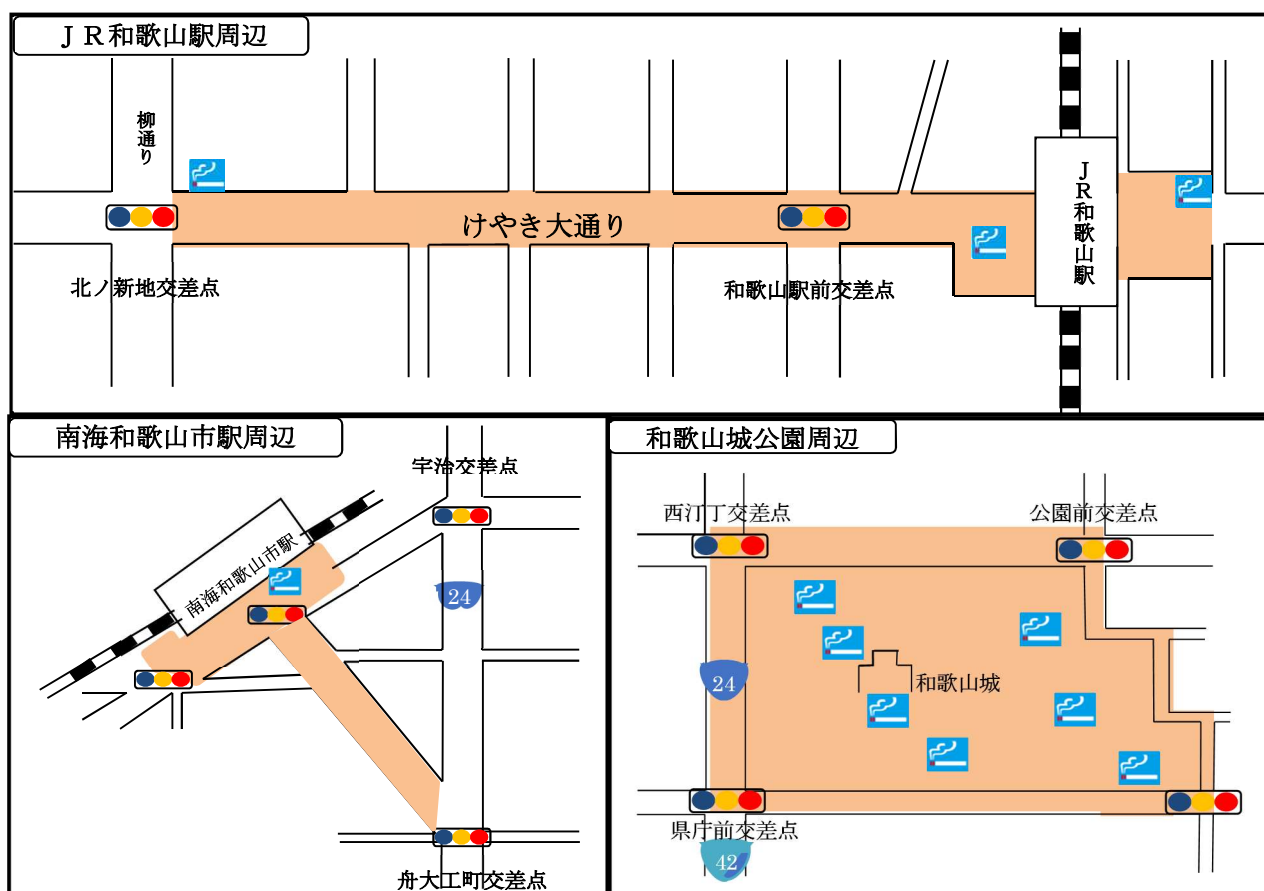


ポイ捨て
撲滅へ!!

※喫煙行為については、指定喫煙場所以外での喫煙が禁止となります。

ポイ捨て防止重点区域

指定喫煙場所



和歌山市

市民環境局市民部自治振興課

Tel: 073-435-1011

Fax: 073-435-1253